



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2021年
No.5
事例3

疑義照会・処方医への情報提供

使用期間



事例

【事例の詳細】

ボンビバ静注1mgシリンジが投与されている患者に、別の医療機関からテリボン皮下注28.2μgオートインジェクターが処方された。患者から、かなり前に骨粗鬆症治療のため注射薬が処方され使用していたことを聴取した。当薬局で管理している薬剤服用歴を確認したところ、8年前に別の医療機関からフォルテオ皮下注キット600μgが処方され、患者が24ヵ月間使用していたことがわかった。処方医に情報提供を行った結果、テリボン皮下注28.2μgオートインジェクターが削除になった。

【推定される要因】

以前、患者にフォルテオ皮下注キット600μgが処方され、その後はボンビバ静注1mgシリンジに切り替わり投与が継続されていた。今回は、ボンビバ静注1mgシリンジを投与していた医療機関の医師とテリボン皮下注28.2μgオートインジェクターを処方した医師の間で注射薬の変更について照会はあったようだが、以前にフォルテオ皮下注キット600μgが処方されていたことは情報共有できていなかったようである。医師同士の連携が不十分だったと思われる。

【薬局での取り組み】

薬剤が変更された時は、患者からの聴き取りを十分にを行い、薬剤服用歴から薬剤が変更になった経緯を検討する。



その他の情報

テリボン皮下注28.2μgオートインジェクターの添付文書（一部抜粋）

3. 組成・性状

3.1 組成

有効成分：1オートインジェクター0.2g中テリパラチド酢酸塩30.3μg（テリパラチドとして28.2μg）

6. 用法・用量

本剤の投与は24ヵ月間までとすること。

7. 用法・用量に関連する注意

7.4 テリパラチド（遺伝子組換え）製剤から本剤に切り替えた経験はなく、その安全性は確立していない。
なお、テリパラチド（遺伝子組換え）製剤から本剤に切り替えたときにおける本剤の投与期間の上限は検討されていない。

フォルテオ皮下注キット600μgの添付文書（一部抜粋）

3. 組成・性状

3.1 組成

有効成分：1キット中テリパラチド(遺伝子組換え)として600μg

6. 用法及び用量

本剤の投与は24ヵ月間までとすること。

7. 用法及び用量に関連する注意

7.2 本剤の投与をやむを得ず一時中断したのちに再投与する場合であっても、投与日数の合計が24ヵ月を超えないこと。また、24ヵ月の投与終了後、再度24ヵ月の投与を繰り返さないこと。



事例のポイント

- テリパラチド（遺伝子組換え）製剤やテリパラチド酢酸塩製剤は、使用期間が設定されている薬剤である。使用期間中のみならず、使用を終了した後も使用歴が把握できるようなシステム作りが重要である。
- 骨粗鬆症の薬物療法は、内服薬だけではなく注射薬の投与も増加している。骨粗鬆症治療薬の重複処方を回避するためには、保険薬局で調剤する薬剤だけでなく、医療機関で投与される注射薬なども含め、患者が服用または使用しているすべての薬剤の一元的・継続的な管理が重要である。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）
<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。